三重県議会規程の見直し(県公報への登載及び一部改正)について

1 規程の公表(県公報への登載)の取扱い

県議会の規程のうち、議会内部の取扱いや運用を主な内容とする規程については、 これまで三重県公告式条例に基づく公表を要しないものとして取り扱ってきました(= 県公報に登載しない)。

しかし、下記の6本の規程については、「三重県議会基本条例」において「開かれた議会運営」を基本方針として掲げていることを踏まえると、広く県民の皆さんに周知することが適当であることから、今後は「公表を要するもの」(県公報に登載)として取り扱うこととします。

- 三重県議会代表者会議規程
- 三重県議会全員協議会規程
- 三重県議会議案聴取会規程
- 三重県議会委員長会議規程
- 三重県議会広聴広報会議規程
- 三重県議会図書室規程

【参考】三重県公告式条例《抜粋》

(規則の公布等)

第3条 (略)

2 規則の公布又は知事の定める規程の公表は、県公報に登載して行う。 (以下略)

第4条 <u>前条の規定は、</u>県の機関(<u>知事及び教育委員会を除く。</u>以下この条及び事情において同じ。)の定める規則の公布又は<u>県の機関の定める規程で公表を要するものの公表</u>について準用する。

2 公表にあたっての条文の精査

公表にあたっては、現行の各規定(条文)の趣旨や内容に影響を及ぼさないこと を前提に、改めて、法令としての正確性や規程間の整合性の観点から形式、表現等 の精査を行い、別添のとおり改正案を取りまとめました。

既に公表の取扱いをしている「三重県議会各派世話人会規程」についても、同様に 条文の精査を行い、併せて改正することとします。

3 今後の予定

12月27日付けの県公報に登載することとします。